

令和7年2月の大雪による 災害対応の検証について

令和7年9月
会津若松市

目次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	気象概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	市の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	検証に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	検証（課題と対応）・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1 目的

令和7年2月5日からの大雪は、強い冬型の気圧配置の影響で、北日本から西日本にかけての広い範囲で発生した。日本海側を中心に山地や平地で記録的な大雪となり、普段雪の少ない地域でも内陸を中心に積雪となった。

本市においては、2月7日に観測史上最大積雪深となる121cmを記録し、積雪による交通障害や建物の損壊、落雪・転倒による人的被害などが発生する状況となった。

2月6日に市雪害応急対策本部を設置、2月7日には市災害対策本部に体制を移行し、除排雪の対応や、災害救助法に基づく各事業の実施などを行ったが、市民生活に影響が及んだことから、今般の雪害に対する市の対応を検証し、今後の雪害対策につなげていくことが必要となる。

そのため、積雪に伴う本市の対応について、関係機関・団体をはじめ、災害対応にあたった職員からの意見に基づいて課題等を洗い出し、市民生活に影響があるものを主に抽出して、今後の対応策を検討するものである。

2 気象概要 ※福島地方気象台「今冬の大雪に関する振り返り資料」（3月10日）引用

(1)県内の状況

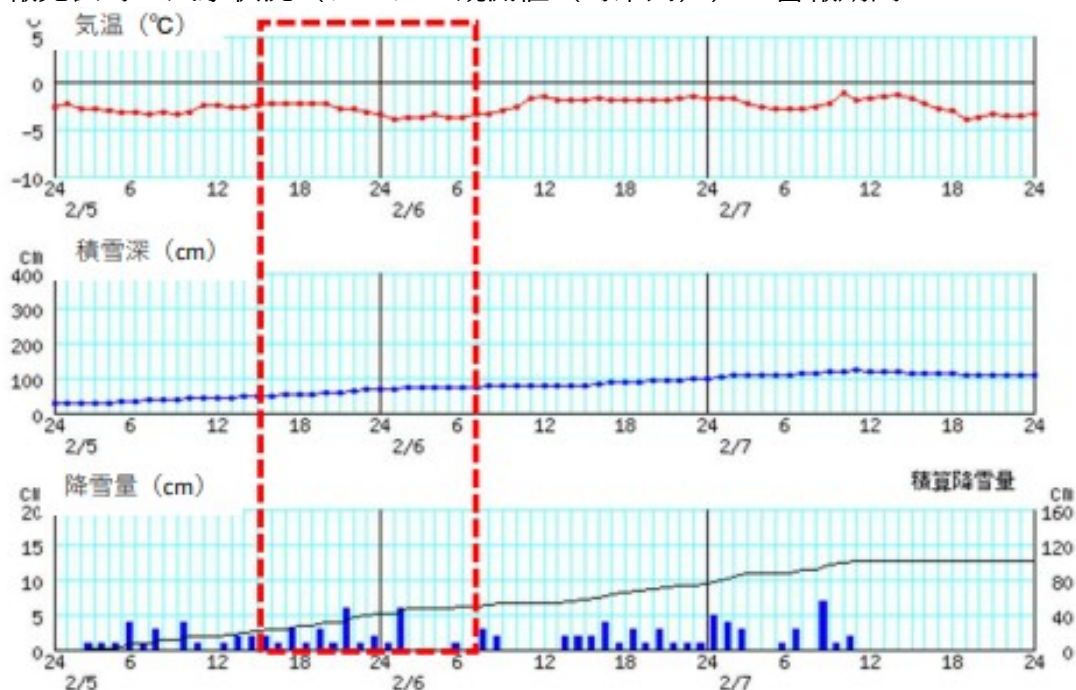
会津を中心に3年ぶりの大雪となり、1月、2月には、会津に大雪警報が発表された。このうち、2月4日から9日にかけては、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、東北地方の上空約5,000mには氷点下42度以下の強い寒気が流れ込み、会津を中心に大雪となった。

この大雪で、2月7日の日最深積雪は、若松（特別地域気象観測所）では121cm、金山（地域気象観測所）では235cmとなり、いずれも統計開始以来の極値を更新した。この大雪により、会津を中心に除雪作業関連の事故で死者4名をはじめとする人的被害のほか、住家・非住家の半壊や一部損壊、農業施設への被害などが多数発生した（新聞報道による）。

また、山形新幹線や磐越西線・只見線などの在来線、路線バス等で運転見合わせや運休が実施されたほか、磐越自動車道や国道49号では除雪や雪の影響による通行止めが度々実施された。これら交通への影響から、会津地方の公立学校では最長13日間の休校措置がとられ、本市では可燃ごみ以外の収集を一時停止するなど、市民生活に支障をきたした。県内では2月7日に本市を含む13市町村を対象に災害救助法が適用され、その後対象を追加して2月10日に19市町村へ適用された。

(2)会津若松市の気象概況

①警報発表時の気象状況（アメダス観測値（時系列）） 警報期間



②アメダスにおける雪に関する記録（２月）

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
降雪の深さ日合計 (cm)	87 (1985/2/22)	77 (1970/2/1)	58 (1969/2/6)	55 (1955/2/21)	54 (1987/2/26)
降雪の深さ月合計 (cm)	250 (1980/2)	231 (1987/2)	223 (1981/2)	221 (1970/2)	204 (1965/2)
月最深積雪 大きい方から(cm)	121 (2025/2/7)	115 (1981/2/5)	100 (1977/2/23)	91 (2001/2/3)	88 (1980/2/4)
要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
月最大3時間降雪量 多い方から(cm)	27 (2014/2/9)	20 (2013/2/24)	16 (2005/2/2)	16 (2002/2/19)	13 (2022/2/2)
月最大6時間降雪量 多い方から(cm)	29 (2014/2/9)	21 (2013/2/24)	21 (2004/2/5)	21 (2002/2/19)	20 (2005/2/2)
月最大12時間降雪量 多い方から(cm)	41 (2014/2/9)	36 (2002/2/19)	32 (2004/2/5)	29 (2025/2/7)	27 (2010/2/7)
月最大24時間降雪量 多い方から(cm)	51 (2014/2/9)	48 (2025/2/6)	42 (2002/2/19)	39 (2004/2/5)	36 (2018/2/13)
月最大48時間降雪量 多い方から(cm)	87 (2025/2/7)	57 (2014/2/10)	57 (2010/2/7)	55 (2004/2/5)	53 (2021/2/18)
月最大72時間降雪量 多い方から(cm)	102 (2025/2/8)	64 (2004/2/7)	61 (2021/2/19)	61 (2003/2/1)	58 (2014/2/11)

・気象警報等発表状況

2月5日 5:27 大雪注意報発表
 15:49 大雪警報発表
 2月6日 7:34 大雪警報から大雪注意報に切り替え
 2月9日 10:13 大雪注意報解除

3 被害の状況（9月25日現在）

(1)人的被害 72件（落雪、転倒等）（うち重傷2件）

(2)道路・河川被害 19件（道路冠水等）

(3)物的被害 32件（屋根や窓ガラスの破損、建築物の倒壊、床下浸水等）

※市民等の情報提供、罹災証明書発行を含む（重複カウント）

【罹災証明書・被災証明書の発行状況】

・罹災証明書 41件（うち、被害認定調査12件）

・被災証明書 285件

※主に建築物の一部損壊、半壊、全壊

※建築物…住家、車庫、パイプハウス等

(4)経済被害

・農業用パイプハウス528棟倒壊等（被害額 約38,720千円）

・温泉宿泊客3,250名キャンセル

（観光消費額に換算すると約1億9,650万円減少）

・居酒屋入込30%～60%減少、スナック入込90%減少

（サンプル5件、前月比）

(5)その他

・倒木、ガスパイプ破損等 24件

・交通障害多数

4 市の対応

(1)組織体制

①雪害応急対策本部（2月6日設置）

【第1回本部会議 2月6日】

- ・協議：「町内会等への除・排雪補助金」の要綱制定
- ・気象情報の共有

②災害対策本部（2月7日設置）

【第1回本部会議 2月9日】

- ・報告：被害状況、交通状況、災害救助法の適用
- ・協議：臨時雪捨て場の確保、自衛隊派遣

【第2回本部会議 2月12日】

- ・報告：被害状況、自衛隊派遣
- ・協議：災害救助法）屋根雪等の除雪の実施

【第3回本部会議 2月16日】

- ・協議：災害救助法）屋根雪等の除雪にかかる除雪対応班の編成

【第4回本部会議 3月3日】

- ・報告：災害救助法）屋根雪等の除雪の実施状況、被害状況、家庭ごみ収集の再開、臨時雪捨て場所の閉鎖
- ・協議：災害救助法）応急修理の実施

【第5回本部会議 3月27日】

- ・報告：被害状況、対応状況
- ・協議：災害対策本部の設置期間、雪害応急対策本部に係る業務の終了

【第6回本部会議 9月30日】

- ・報告：災害救助法）応急修理及び法適用の終了
- ・協議：令和7年2月の大雪による災害対応の検証、災害対策本部の解散

③健康福祉部除雪対策班（令和6年12月1日設置）

要配慮者宅の間口除雪を実施。

- ・対応件数 52件

④雪害緊急対策班（2月5日設置）

要配慮者宅の間口除雪を実施。

- ・対応件数 47件

(2)災害救助法に基づく屋根雪等の除雪

自らの労力及び資力で行うことが困難な世帯を対象に、屋根雪や間口付近の除雪を実施。

①申込受付期間 2月12日～2月21日

- ・受付件数 240件

②除雪対応期間 2月14日～2月28日

- ・該当件数 110件（内訳：市職員対応 42件、業者対応 68件）

※応急復旧班、要配慮者対策班による現地確認後、除雪対応班（臨時的設置）によるライフライン設備周り等の除雪を実施。

(3)災害救助法に基づく住宅の応急修理

大雪により準半壊以上の損傷を受けた住宅を対象に市が必要最小限の修理を実施。

①申込受付期間 3月5日～4月23日

- ・住家被害認定調査件数 11件（うち半壊1件）

※応急復旧班による住家被害認定調査（税務課、建築住宅課）

②応急修理対応期間 5月8日～8月22日

- ・件数 1件（上記半壊、8月22日修理完了）

(4)主な支援策

①町内会等が取り組む除排雪作業への支援

- ・除雪対策協力会補助金（小型除雪機械等の購入、建設機械等の借上）
⇒実績：4件（4町内会5路線に対し借上補助）
- ・町内会等への除排雪補助金（除雪機等機械の借上、業者への除雪委託）
⇒実績なし

②農業用施設等の復旧支援

被災した農業者の経営継続による産地の維持に向け、県の大雪農業災害特別対策事業を活用し、被災施設の撤去・復旧や再生産に必要な種苗等の購入にかかる経費を支援。

⇒実績：64経営体（申請は随時受付中）

③簡易トイレの配付

し尿汲み取りが行えない世帯に対し、簡易トイレを配付。

⇒実績：9件（簡易トイレ・凝固剤の配付8件、凝固剤のみの配付1件）

④令和7年度市税（固定資産税・市民税）の減免 ⇒実績なし

⑤建築確認等の申請手数料の減免措置 ⇒実績なし

(5)要望活動

①県知事への要望（会津総合開発協議会）

（2月8日）

- ・市町村道の除排雪に係る財政支援
- ・豪雪からの復興に向けた必要な財政支援

（2月21日：農業被害に関する緊急要望①）

- ・パイプハウス等農業用施設の撤去・復旧に関する財政支援
- ・農業用資材不足に対する対応 など

（3月13日：農業被害に関する緊急要望②）

- ・農機具、農業資材保管施設、畜舎の撤去・復旧に関する支援

②県市長会への要望（市）

（2月13日）

- ・重機やオペレーターの派遣等
- ・国への財政支援（特別交付税の重点配分、道路除排雪経費の支援など）

③財務大臣、総務大臣、農林水産大臣への要望（会津総合開発協議会）

（6月11日）

- ・豪雪による農業被害に関する緊急要望

④首相、総務大臣への要望（会津総合開発協議会）

（8月1日）

- ・豪雪による農業被害に関する緊急要望

5 検証に向けた取組

(1)市職員を対象としたアンケート

令和7年2月の大雪対応にかかるアンケートを電子申請システムにて実施（令和7年4月14日～4月25日/市職員全員を対象）。調査項目は以下のとおりで、63件の回答があった。

①庁内体制（本部会議・対策班等）

②除雪体制

③要配慮者対策

④市民への情報提供（情報発信）

⑤外部連携（国、県、業者等） ほか

(2)会津若松市街地部における除雪業務改善に関する検討会

構成員：若松建設事務所（事務局）、警察署、消防本部、県建設業協会、市建設業組合、会津乗合自動車(株)、市（道路課・危機管理課）

【第1回 4月24日】

- ・若松建設事務所が実施した除雪業務に係るアンケート結果の共有
- ・市街地部における除雪業務の課題に係る意見交換

【第2回 8月6日】

- ・豪雪時における集中除雪路線の設定について
- ・排雪場の分散確保と効率化について ほか

(3)副部長会議による横ぐし検討（雪害対策）

【第1回 5月22日】・市の雪害対策における現状と課題の確認

【第2回 6月26日】・各部局における課題の共有

【第3回 7月10日】・対策すべき要点と取組の方向性の整理

【第4回 7月31日】・今後の具体的な対策の検討

【第5回 8月21日】・今後実行する事務事業の検討
（タイムライン策定、連絡体制整備、市民理解促進）

【第6回 9月26日】・今後実行する事務事業の検討（ 〃 ）

6 検証（課題と対応）

今年度の検証に向けた取組を踏まえ、「庁内の体制」、「外部関係機関・団体との連携」、「市民への情報発信」、「市道の除雪体制」の4つの観点から課題を検証し、今後の対応改善を図っていく。

(1)庁内の体制について

課題	対応
①雪害応急対策本部の設置 ・本部設置の時期が遅かったのではないか	○本部設置基準に満たない場合でも、大雪の予報・予測を踏まえた早期の設置を行う 《設置基準》 ・大雪警報が48時間以上継続発表された場合 ・積雪量（最深部）が80cmを超えた場合 ・その他本部長が必要と認めた場合
②各部局・所属における体制 ・対策本部設置時の役割を全職員が事前に理解して置く必要がある ・交通障害を軽減するためにも、職員の時差出勤や計画的な休暇取得が必要だったのではないか	○災害級の大雪時におけるタイムライン（防災行動計画）を作成し、各所属での共有を図る ○各所属において、初動体制マニュアルや業務継続計画の理解、体制整備の確認を徹底する ○時差勤務や在宅勤務制度の事前周知と活用を図る

課題	対応
③情報共有のあり方 ・市民の問い合わせに対し、対応できなかったことがあり、庁内の情報共有が必要である ・市として事業全体の把握を十分に行う必要がある ・情報収集にも工夫していく必要がある ・除雪の現状（課題、見通しなど）が共有されていなかった	○庁内イントラネットを活用した情報共有 ・公開フォルダにおいて、対策本部会議資料や被害状況、実施事業などを集約するとともに、職員への周知を図る ○情報収集の手法を研究・検討していく（SNSの活用など） ※大雪時に、SNSの#（ハッシュタグ）で情報共有が行われていた事例あり ○除雪の現状については、道路状況が刻々を変わる中、迅速かつ効率的な情報収集、伝達が難しい状況であり、研究検討が必要
④要配慮者対策 ・小中学校では、通学時間や通学路の変更、スクールバスの遅延があった。また、登校が困難な児童生徒は「出席不要日」扱いとした ・学校給食では、調理員の出勤、食材の配達、給食の配送に遅延があった ・除雪困難世帯の間口除雪対応に時間を要した	○豪雪時に限らず、災害等による休校や登校については、児童生徒の安全確保の観点から、教育委員会もしくは学校長の判断で適切に対応することとしている ○臨時休業や学校給食の中止が続く場合を想定し、あらかじめ保護者の休暇等の対応への理解を進めるとともに、こどもクラブなどの受入れ体制の整備を検討する ○積雪による道路状況の悪化により、給食が提供できない場合の対応を検討する ○雪害緊急対策班の体制強化を検討する ・冬季間を通したシフト作成 ・豪雪時のシフト前倒し 《設置基準》 ・健康福祉部長からの設置要請があった場合 ・その他市長が必要と認めた場合

(2)外部関係機関・団体との連携について

課題	対応
①除雪業者との連携 ・除雪作業が後手に回っていたのではないか	⇒(4)市道の除雪体制について

課題	対応
②町内会との連絡体制 ・郵便が通常通り機能せず、町内会長への文書送付に時間を要した（送付を断念した事例もあり）	○情報の入手先となる、市HPや市公式SNSの活用の周知徹底を図る ○あいべあ「防災情報メール」への一層の登録を推進する ○出前講座や市政だより等を活用し、町内会の共助の重要性について理解促進を図る
③市内事業所、団体との連携 ・警報級の災害が発生する恐れがある場合には、市内企業等に対し、時間差出勤や不要不急の外出を控えるよう依頼する必要があると感じた	○会津若松除雪対策協力会など各団体に対し、除雪業務の理解啓発や豪雪時の出勤体制などへの配慮を依頼していく

※自衛隊の派遣について

- ⇒自衛隊法及び県地域防災計画における自衛隊の災害派遣に必要とされる3要件（緊急性、公共性、非代替性）を満たす必要がある。
- ・緊急性…事態が差し迫り、迅速な対応が必要なこと
 - ・公共性…人命や財産を社会的に保護する必要があること
 - ・非代替性…自衛隊派遣以外に適切な手段がないこと

(3)市民への情報発信について

課題	対応
①除雪業務に対する住民理解 ・屋根からの落雪により通行困難箇所が生じていた ・民地からの雪を道路に排雪する住民が多く、除雪作業に影響があった ・除雪作業の困難さなどについて市民の理解が必要	○除雪業務に対する住民理解の醸成を図る ・市政だよりや市HPを活用し、豪雪時の市民の除雪作業のあり方について、理解促進を図る ○会津若松除雪対策協力会や各団体を通じて周知を図る ○市政だよりの特集記事などを通して、除雪業務の困難さに対する市民の理解を図る
②除雪に関する情報のあり方 ・除雪の実施状況が入手しづらい、分かりづらいと感じた ・道路状況や除雪状況について、より住民へ周知する仕組みづくりをすべきだったのではないかと	⇒(4)市道の除雪体制について ○国道に設置されている道路カメラの映像や除雪車運行システムの情報等が分かるサイトへの誘導を市HP上で分かりやすくする

課題	対応
③庁内連携による情報発信 ・ 市民への情報伝達手段の強化と利用促進	○あいべあ「防災情報メール」の利用促進 ・ 職員研修を通して、各課が所管事業での活用の幅を広げる ○災害級の大雪時におけるタイムライン（防災行動計画）に基づき、各課から関係団体等への注意喚起を行う
④情報伝達手段の充実 ・ SNSやマスコミの利用など、住民に対する伝達手段の充実が必要	○あいべあ「防災情報メール」やエフエム会津等の既存の伝達手段に加え、市公式LINEやdボタンかわら版（KFB福島放送）等も活用していく ○あいべあ「防災情報メール」の利用促進 ○防災行政無線の整備による緊急情報の伝達

(4)市道の除雪体制について

① 令和6年度除雪対策事業の検証

項目	状況・原因・対応	
除排雪体制	状況	・ 断続的かつ記録的な降雪が除排雪体制の機能低下を招いたため、交通障害が発生し、昼夜を問わず除排雪を行ったが市民生活に大きな影響を及ぼした。
	原因	・ 2/5から2/8にまとまった降雪があり、2/7には積雪深が統計観測開始以来最大を記録するなど除排雪が間に合わない事態となった。
	対応	・ 除雪車両の増強(購入、リース、業者委託)等による除排雪体制の強化を図る。
市民への情報提供	状況	・ 除雪車運行システムに一時的にアクセスが集中しサービスが停止した。 ・ 建設部の除雪窓口へ一時的に電話が殺到し繋がりにくい状況が発生した。
	原因	・ 多数のアクセスに除雪車運行システムの能力が追いつかなかった。 ・ 市民からの問い合わせが多数あった。
	対応	・ システム障害対策として除雪車運行システムのメモリ増強等を図る。 ・ 部内の応援体制を強化するとともに受付のあり方の調査研究を行う。

② 検証を踏まえた今後の対応について

ア 除排雪体制の強化について

路線に配置する除雪車両の増車による体制強化を図る。

- ・直営除雪車の更新、増車
- ・リースの除雪車及び車両の増車
- ・委託業者の除雪車の増車
- ・山取班の配置（安全な通行及び堆雪スペースの確保を図るための班を新設する。）

イ 国、県等との連携について

国、県の集中除雪に向けた早期連携体制の確立や新たな臨時雪捨て場の確保に向けた検討を行うとともに、市の除排雪体制(集中除雪を含む。)の確立に向けて引き続き協議を進め、連携強化を図る。

市の除雪体制で対応が困難な場合は、他自治体への応援依頼と受入体制の構築について検討する。

ウ 出動基準の見直しについて

除雪の出動判断基準は、原則、路面積雪深 10cm 以上であるが、大雪により車両通行や歩行が困難となることが予想される場合は、当該基準にこだわらず早期対応を図る。

エ 情報発信の改善について

除雪作業の理解や協力を得られるよう、除雪車運行システムにおいて除雪実施状況が分かりやすい表示方法に改善するとともに、市政だよりにおいて除雪オペレータの作業内容や一日のスケジュールを掲載し、周知を図る。

国、県道の除排雪による交通規制の情報収集に努め、市民への情報発信を行う。

幹線市道等の通行止めによる集中除雪を行う場合は事前に情報発信を行う。